



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
5月10日(火)  
第302号

## 目 次

### 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定..... 627
- 土地改良区定款変更の認可..... 628
- 土地区画整理組合設立の認可..... 628

### 公 告

- 令和4(2022)年度調理師試験の実施..... 629
- 令和4(2022)年度製菓衛生師試験の実施..... 630
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要..... 633
- 大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要..... 633
- 土地改良区役員の退就任..... 633
- 土地改良区清算人の退任..... 634
- 都市計画の変更の案の縦覧等..... 635

## 告 示

### 栃木県告示第277号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年5月10日

栃木県知事 福田 富一

指定番号	指 定 す る 区 域	埋立地の区分
小山-005	栃木市藤岡町赤麻字クマノ3772番の一部、3773番の一部、3774番1、3781番1、3782番、3783番及び3784番並びに字姥子3786番1、3786番3、3788番1、3789番、3789番2、3790番、3790番2、3791番、3791番2、3792番、3793番、3794番、3795番、3796番1、3796番2、3796番3、3797番1、3797番2、3797番3、3797番4、3798番、3799番1、3799番2、3800番、3801番、3802番、3803番、3804番、3805番1、3805番2、3805番3、3806番1、3806番2、3807番1、3807番2、3808番1、3808番2、3808番3、3809番1、3809番2、3810番、3811番1、3812番1、3819番1、3820番3、3822番1、3823番1及び3824番並びに字下江川5119番3、5122番1、5122番2、5123番1、5123番2、5124番1、5124番2、5124番3、5125番、5126番、5127番1、5127番4、5128番1、5128番2、5129番1、5129番2、5129番4、5130番1、5130番3、5130番5、5131番、5131番2、5132番1、5132番2、5133番、5134番、5135番、5135番2、5136番、5136番2の一部、5137番、5138番4、5140番3、5141番1、5141番2、5142番1、5142番2、5143番1、5143番2の一部、5156番1、5156番5、5162番2、5163番1、5163番3の一部、5164番1、5164番2、5165番1及び5169番1	ア

小山-006	栃木市藤岡町赤麻字下江川5159番1、5160番1、5161番1、5162番1、5166番1、5167番1、5170番1及び5171番1並びに中根字ハケタ660番、661番、661番地先の一部、662番、663番、664番、665番、666番、667番、668番、669番、670番1、670番2、670番3、670番5、670番6、671番2、676番1、677番及び678番並びに字アラク679番	ア
--------	--	---

備考 埋立地の区分

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に定める埋立地
- イ 政令第13条の2第2号に定める埋立地
- ウ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号に定めるもの
- エ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、省令第12条の31第2号に定めるもの
- オ 政令第13条の2第3号ロに定める埋立地

(資源循環推進課)

栃木県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
西下ヶ橋土地改良区	令和4（2022）年4月26日
清次郎口用水土地改良区	令和4（2022）年4月22日
二宮中部土地改良区	令和4（2022）年4月22日
宇芳真土地改良区	令和4（2022）年4月19日
芳賀台地土地改良区	令和4（2022）年4月20日
南那須土地改良区	令和4（2022）年4月18日

(農地整備課)

栃木県告示第279号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 小山市栗宮新都心第一土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 令和4（2022）年5月10日から令和10（2028）年3月31日まで
- 3 施行地区 小山市大字栗宮字東道上、字中洪辺、字中溜、字南田の各一部、大字千駄塚字谷合、字道上橋戸の各一部
- 4 事務所の所在地 栃木県小山市大字栗宮1431
- 5 設立認可の年月日 令和4（2022）年4月27日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 組合事務所及び小山市役所の掲示板に掲示する

(都市計画課)

**公 告**

## ○令和4(2022)年度調理師試験の実施

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則(昭和34年栃木県規則第35号)第2条の規定により公告する。

令和4(2022)年5月10日

栃木県知事 福田 富一

## 1 試験の日時

令和4(2022)年8月3日(水)午前9時30分から正午まで

## 2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

## 3 試験科目

- (1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論  
(6) 食文化概論

## 4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

## (1) 学歴(次のいずれかに該当する者)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

## (2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業の許可を受けた営業の施設(喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。))を除く。)

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。)

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県健康福祉部生活衛生課において、令和4(2022)年5月10日(火)から配布するものを使用すること。

## (1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業(又は修了)年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

## (2) 学歴を証明する書類

卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し(本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県健康福祉部生活衛生課長が照

合の上、確認する。)若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類  
なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄  
(抄)本を提示すること。

(3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(4) 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。)を貼り付け、所定の事項を記入する。

(5) その他

栃木県が実施した令和3(2021)年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和4(2022)年6月15日(水)から同月17日(金)まで(提出先必着)  
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで  
原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和4(2022)年9月7日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和4（2022）年8月3日（水）午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書（栃木県製菓衛生師法施行細則別記様式第2号）の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 前各項ア～ウのほか、製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

なお、「菓子製造業」（菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むもの）の範囲は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むもの）。

(3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41（1966）年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

また、(2)及び(3)における「菓子製造業に従事した期間」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したことは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課において、令和4（2022）年5月10日（火）から配布するものを使用すること。

(1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の

写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41（1966）年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した令和3（2021）年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和4（2022）年6月15日（水）から同月17日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和4（2022）年9月7日（水）午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出について同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和4（2022）年6月10日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ壬生店

下都賀郡壬生町大字安塚字拓生3378（63街区）

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要
壬生町	意見なし

3 法第8条第2項の規定による意見の概要

配慮すべき事項	意見の概要
駐車需要の充足等交通に係る事項	出入口①における車両の来退店がないよう閉鎖願う。 また、区画道路8-5号線が迂回経路とならないよう、具体的な防止対策を願う。
歩行者の通行の利便の確保等	荷さばき時間帯及び廃棄物の収集時間が通学時間帯に重ならないよう、見直し願う。
騒音の発生に係る事項	区画道路8-5号線について、車両の走行音が騒音とならないよう、対策願う。 また、計画地西側の住宅街との間に騒音壁等を設置する等、対応願う。
街並みづくり等への配慮等	来退店車両のヘッドライトの光が住居に入らないよう、対策願う。 また、テナント棟が計画地西側に配置されていることについて、計画地東側に配置を見直し願う。

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和4（2022）年6月10日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ壬生店

下都賀郡壬生町大字安塚字拓生3378（63街区）

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
柿内堰 土地改良区	監 事	小太刀清司		鹿沼市縦山町142-2	令和4 (2022). 3.31	
	〃	駒場 雄二		〃 上殿町31-1	〃	
三和 土地改良区	理 事	石川 富三		足利市板倉町333	令和4 (2022). 3.26	
	〃	古暮 智一		〃 〃 138-13	〃	
	〃	近藤 英一		〃 〃 335-1	〃	
	〃	田米開利男		〃 粟谷町380	〃	
	〃	星野 純一		〃 松田町675-3	〃	
	〃	堀江 大七		〃 板倉町1409-1	〃	
	〃	和田戦太郎		〃 粟谷町431-2	〃	
	〃		殿岡 健治	〃 松田町634-4		令和4 (2022). 3.27
	〃		和田 勝	〃 粟谷町794		〃
	〃		安藤 和雄	〃 板倉町263		〃

#### ○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	退 任 年 月 日
柿内堰 土地改良区	赤羽根一郎	鹿沼市塩山町802-1	令和4(2022).3.31
	鈴木 良男	〃 上殿町245	〃
	鈴木 晶三	〃 日光奈良部町5	〃
	篠原 由明	〃 上殿町434	〃
	倉持 忠夫	〃 縦山町43-2	〃
	嶋田 茂	〃 〃 307-2	〃
	島田 輝	〃 〃 591	〃
	金子 京三	〃 塩山町702-5	〃



鈴木 正昭	鹿沼市日光奈良部町148-1	令和4(2022).3.31
山荷 重夫	〃 奈佐原町315-2	〃
石川 一男	〃 〃 357	〃

(農地整備課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4(2022)年5月10日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 都市計画の種類及び名称  
矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
矢板市針生、土屋、山田の各一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所企画調査部企画調査課及び矢板市経済建設部都市整備課
- 4 縦覧期間  
令和4(2022)年5月10日から同月24日まで

II

- 1 都市計画の種類及び名称  
大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
大田原市上石上、下石上の各一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課及び大田原市建設水道部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和4(2022)年5月10日から同月24日まで

III

- 1 都市計画の種類及び名称  
那須塩原都市計画道路3・3・7号インターチェンジ通り  
那須塩原都市計画道路3・3・8号烏ヶ森線  
那須塩原都市計画道路3・5・4号国道4号線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
那須塩原市北二つ室、二区町、三区町、西赤田、三島1丁目～4丁目、東三島1丁目～5丁目、西三島1丁目～6丁目、井口及び西富山の各一部
- 3 縦覧場所  
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課及び那須塩原市建設部都

市計画課

4 縦覧期間

令和4(2022)年5月10日から同月24日まで

(都市計画課)